

水産基本計画の主要事項

1. 国際競争力のある漁業経営体の育成

「国際競争力の強化のための課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置付けることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。」

「このような資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗（我が国漁業生産額のおおむね9割に相当）を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。」

2. 浜プラン・広域浜プラン

「浜プランの実施に当たっては、所得の向上に向けて着実にP D C Aサイクルを回していくことが重要であり、国は関係機関と連携して、定期的に優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックし、浜がより良い取組を導入できるように取り組むこととする。」

「漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討を行う。」

3. 新規就業者の育成・確保

「新規就業者の確保を図るために、従来就業に向けた準備や就業後の技術の習得等を支援する措置が講じられてきた。今後は、新規就業者の漁業への定着率の更なる向上を図り、漁業生産の長期的な拡大につなげていくために、被雇用者としての就業にあっては、計画的な資源管理の下で効率的かつ安定的な漁業経営を目指す「担い手」たる漁業経営体への就業を支援し、独立・自営者としての就業にあっては、地域が「担い手」として育成することを認めた新規就業者に対し支援し、定着を促進する。」

4. 海技士等の人材の育成・確保

「漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校等関係機関と連携して計画的・安定的な人員採用を行う等、継続的な乗組員確保に努める。」

「漁船員の高齢化及び減少に伴い、海技免状保持者の不足が深刻化していることを踏まえ、関係府省が連携し、水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等において、6か月間の乗船実習を含むコースを履修することで、卒業時に海技試験の受験資格を取得し、口述試験を経て海技資格を取得で

きる新たな仕組みについて、早急に作業を進め、平成30年4月を目途に実現を目指す。船舶の安全運航の確保の要請を踏まえつつも漁業における実態を反映した海技資格制度の運用の在り方について、早急に検討し、平成30年3月までに結論を得ることを目指す。」

5. 水産教育の充実

「水産業において指導的役割を果たす人材を育成するため、関係府省が連携し、水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校において、水産業の現場の要望を踏まえた実践的な専門教育の充実を図ることにより、水産業及びその関連分野の人材育成・確保を図る。」

6. 外国人材受入れの必要性

「水産業分野における外国人材受入れの必要性については、水産業の現場のニーズ、その将来の見通しや経営環境等の実態を詳細に把握し、経済的効果等を踏まえた方向を探る。」

7. 魚類・貝類養殖業等への企業の参入

「漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討し、成案を得る。」

8. 資源管理の基本的な方向性

「漁獲量や漁獲金額等が多い主要資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。」

「このため、主要水産資源ごとに、維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。」

9. 数量管理等による資源管理の充実と沖合漁業等の規制緩和（大型化）

「I Q（個別割当）方式については、一部の漁業で試験的な実施とその効果・課題の検証等を行ってきたが、その成果も踏まえつつ、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態

や資源の特性に見合った I Q 方式の活用方法について、検討を行う。」

「我が国周辺の漁場においては、異なる漁業種類の多数の漁船が輻輳しながら操業している実態にあり、資源管理や漁業調整上の必要性から漁船のトン数制限等の様々な規制が存在し、効率的な操業の実現を妨げている側面がある。沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、規制緩和の在り方等について引き続き検討し、成案を得る。」

10. 捕鯨政策の推進

「鯨類資源については、科学的根拠に基づく生物資源全般の持続的な利用を促進するという観点から商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会の在り方に関する議論を関係国と進めるとともに、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。」

11. 持続可能な漁業・養殖業の確立（総論）

「漁船の高船齢化による生産性等の低下や、メンテナンス経費の増大に加え、居住環境等が問題となっており、高性能化、大型化による居住環境の改善や安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていく必要がある。そのため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。」

12. 新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元

「現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示すこととする。」

13. 多面的機能の発揮の促進

「自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。」

「特に国境監視の機能については、全国に存在する漁村と漁業者による巨

大な海の監視ネットワークが形成されていることから、国民の理解を得つつ、漁業者と国や地方公共団体の取締部局との協力体制の構築を含め、その機能を高めるための具体的な方策について関係府省が連携して検討し、成案を得る。」

14. 水産物の自給率目標

「水産物の自給率は、我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で端的で分かりやすい指標である一方、生産量の減少の程度を上回る消費量の減少があれば上昇することになるなど、その数値自体が必ずしも施策目標の達成の度合いを表すものではない。その算出において分母となる消費量の目標と分子となる生産量の目標にこそ指標としての意味があることに留意する必要がある。

近年の水産物の生産のすう勢を踏まえて、漁業者その他の関係者の努力によって漁業生産に関する課題を解決することにより、実現可能と見込まれる生産量の目標を設定し、漁業生産に関する指標とする。また、近年の水産物の消費のすう勢を踏まえて、漁業者、消費者その他の関係者の努力によって水産物消費に関する課題を解決することにより実現可能と見込まれる消費量の目標を設定し、水産物の消費に関する指標とする。

その上で、これら生産量と消費量の目標を達成した場合に得られる自給率の数値を自給率の目標にすることとする。」

食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の自給率の目標

	平成26年度	平成27年度 (概算値)	平成39年度 (目標値)
食用魚介類	60%	59%	70%
魚介類全体	55%	54%	64%
海藻類	67%	70%	74%

15. (まとめ)

「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行う。」